

ご参考

有価証券上場規程（抜粋）

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（中略）

（96）流通株式 新規上場申請に係る有価証券又は上場有価証券のうち、当該有価証券の数の10%以上を所有する者が所有する有価証券その他の流通性の乏しい有価証券として施行規則で定めるものを除いたものをいう。

有価証券上場規程施行規則（抜粋）

（流通株式の定義）

第8条 規程第2条第96号に規定する施行規則で定めるものとは、第1号から第4号までに掲げる者又は組合等（法第165条の2第1項に規定する組合等をいう。以下この条において同じ。）が所有する有価証券及びその他当取引所が流通株式に含めることが適当でないと認める有価証券をいう。

- （1） 当該有価証券の発行者
- （2） 当該有価証券の数の10%以上を所有する者又は組合等
- （3） 次のaからdまでに掲げる者
 - a 当該有価証券の発行者の役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）、監査役又は執行役（理事及び監事その他これらに準ずるものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）
 - b 当該有価証券の発行者の役員の配偶者及び二親等内の血族
 - c a又は前bに掲げる者により総株主の議決権（総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数が保有されている会社（会社以外の法人を含む。）
 - d 当該有価証券の発行者の関係会社及びその役員

(4) 次のaからcまでに掲げる者（国内に本店を有するものに限る。）

a 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項に定める信託業務を主として営む銀行（以下「信託銀行」という。）を除く。）

b 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社及び同条第4項に規定する損害保険会社

c 信託銀行、開示府令第1条第31号二に規定する金融商品取引業者、政府関係金融機関、協同組織金融機関又は法第2条第30項に規定する証券金融会社以外の法人

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる者が所有する有価証券のうち、次の各号に掲げる有価証券は、流通株式に含まれるものとする。

(1) 投資信託又は年金信託に組み入れられている有価証券その他投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき信託財産について投資をするのに必要な権限を有する投資顧問業者若しくは信託業務を営む銀行又はこれらに相当すると認められる者が当該権限に基づき投資として運用することを目的とする信託に組み入れられている有価証券

(2) 投資法人又は外国投資法人の委託を受けてその資産の保管に係る業務を行う者が当該業務のため所有する有価証券

(3) 証券金融会社又は金融商品取引業者が所有する有価証券のうち信用取引に係る有価証券

(4) 預託証券に係る預託機関（当該預託機関の名義人を含む。）の名義の有価証券

(5) その他当該有価証券の数の10%以上を所有する者以外の者が実質的に所有している有価証券のうち、当取引所が適当と認めるもの

3 前項の場合において、同項に規定する第1項第2号に掲げる者が所有する有価証券から前項各号に掲げる有価証券を控除した場合において、当該控除後の有価証券の数が当該有価証券の数の10%未満となったときにおける当該控除後の有価証券についても、流通株式に含まれるものとする。

有価証券上場規程施行規則付則（抜粋）

（流通株式の定義に係る経過措置）

第2条 改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる者（同項第1号から第3号までに掲げる者を除く。）が所有する有価証券のうち、次の各号のいずれかに掲げる書類により、所有目的が純投資であることが明らかであり、売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認める有価証券は、当分の間、流通株式に含まれるものとする。この場合において、当該有価証券の発行者は当該書類を当取引所に提出するものとし、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする（第1号に掲げる書類による場合は、この限りでない。）。

- (1) 最近5年間に於いて提出された大量保有報告書、変更報告書又は訂正報告書
- (2) 当取引所所定の「保有状況報告書」
- (3) その他当取引所が適当と認める書類